

山口県報

平成24年
10月30日
(火曜日)

目次

公告	一
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(八件)(商政課)	一
地域森林計画の案の縦覧(森林企画課)	三
地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課)	三
公安委規程	四
山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	四
公安委規程	四
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	四



(五一四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇宙県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口環境資源ネットワーク
代表者の氏名 五十嵐章彦
主たる事務所の所在地 宇部市草江三丁目一〇九一番地の一

(五一五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人つばき園

代表者の氏名 大嶋 宏史

主たる事務所の所在地 萩市大字江向四番地の一

(五一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十二日山口県公告(二二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小月店

所在地 下関市小月駅前二丁目一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五一七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十二日山口県公告(二三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供しませぬ。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五一八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十二日山口県公告(二三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小月店

所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(五一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十二日山口県公告(二三一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十二日山口県公告(二三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供しませぬ。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十九日山口県公告(二三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店

所在地 宇部市大字際波一三二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十九日山口県公告(二三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三二二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十四年五月二十九日山口県公告(二三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二四) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十四年十月三十日から同年十一月二十九日まで

(五二五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十四年十月三十日から同年十一月二十九日まで

(五二六) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十四年十月三十日から同年十一月二十九日まで

(五二七) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十四年十月三十日から同年十一月二十九日まで



山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十一号

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和四十二年山口県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務

第二条第二項に次の二号を加える。

九 法第三十条の七第一項の規定による命令

十 法第三十条の十第一項の規定による命令

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

「第5条第2項
〔準用〕
第15条の2第8項
第15条の2第9項
第30条の8第4項
第30条の8第5項」

別表第一の十三の表第五条第二項の項中「第5条第2項」を

改め、同表第七条第一項〔準用〕第八条第七項の項を次のように改める。

第7条第1項 〔準用〕 第8条第7項 第15条の2第8項 第15条の2第9項 第30条の8第4項 第30条の8第5項 第30条の12第2項	指定 (指定の取消し、警戒区域の変更) の公示
--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

別表第一の十三の表第七条第三項〔準用〕第八条第七項の項を次のように改める。

第7条第3項 〔準用〕 第8条第7項 第15条の2第8項 第15条の2第9項 第30条の8第4項 第30条の8第5項 第30条の12第2項	指定 (指定の取消し、警戒区域の変更) の通知
--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

別表第一の十三の表第七條七條第四項の項中「第7項第4項」を

〔第7条第4項
〔準用〕
第15条の2第8項
第30条の8第4項〕

改め、同表第十五条第三項の項を次のように改める。

第15条第4項、第15条の2第5項、第30条の11第3項	標章の貼付け
------------------------------	--------

別表第一の十三の表第十五条第四項の項中「第15条第4項」を「第15条第5項、第15条の2第6項、第30条の11第4項」と改める。

別表第一の十三の表中

「第32条の2第1項 第32条の2第5項」	を	「第32条の3第1項 第32条の3第5項」
--------------------------	---	--------------------------

「改め、同表第三十六條第四項の項中「官公署」を「官庁、公共団体その他の者」と改める。

別表第一の十四の表第十九条第三項の項の次に次のように加える。

第21条第1項、第30条第2項	指定の期限の延長の通知
-----------------	-------------

別表第一の十四の表第三十五条第三項の項の次に次のように加える。

第38条	標章の取除き
------	--------

別表第一の十四の表中

第40条、第41条第1項	第39条、第40条第1項
第41条第2項	第40条第2項
第42条第1項	第41条第1項
第42条第2項	第41条第2項

「改め、同表第四十七條第一項の項を次のように改める。

第47条第1項・第2項	特殊取扱いによる郵便又は信書便の業務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるもの認定
-------------	-----------------------------------------

別表第一の十四の表第四十七條第二項の項を次のように改める。

第47条第3項 〔準用〕 第48条第3項	郵便又は信書便による送達 (交付送達) の記録の作成
----------------------------	----------------------------

別表第一の十五の表第四十一條第二項の項中「郵便の」を「郵便又は信書便の業務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものの」と、「郵便による送達」を「郵便又は信書便による送達 (交付送達)」と改める。

この規程は、平成二十四年十月三十日から施行する。

平成二十四年十月三十日印刷

発行人所

山口県知事庁